

### 【注意事項】

（以下のチャートは）皆様のご参考に、重要部分を簡略に記載したものです。実際に行う場合には細部も良く検討する必要があります。

また、（以下のチャートは）2014年3月31日時点での、各国の関連法令を基に作成しています。

今後、各国の法整備、政策の変更などの事情により、法律の制定や改正の可能性があり、運用も変更される可能性がありますので、最新の関連法規、運用を必ず確認するよう、お願いいたします。

各国で事業撤退を検討する場合には、早めに専門家に相談するようお勧めします。

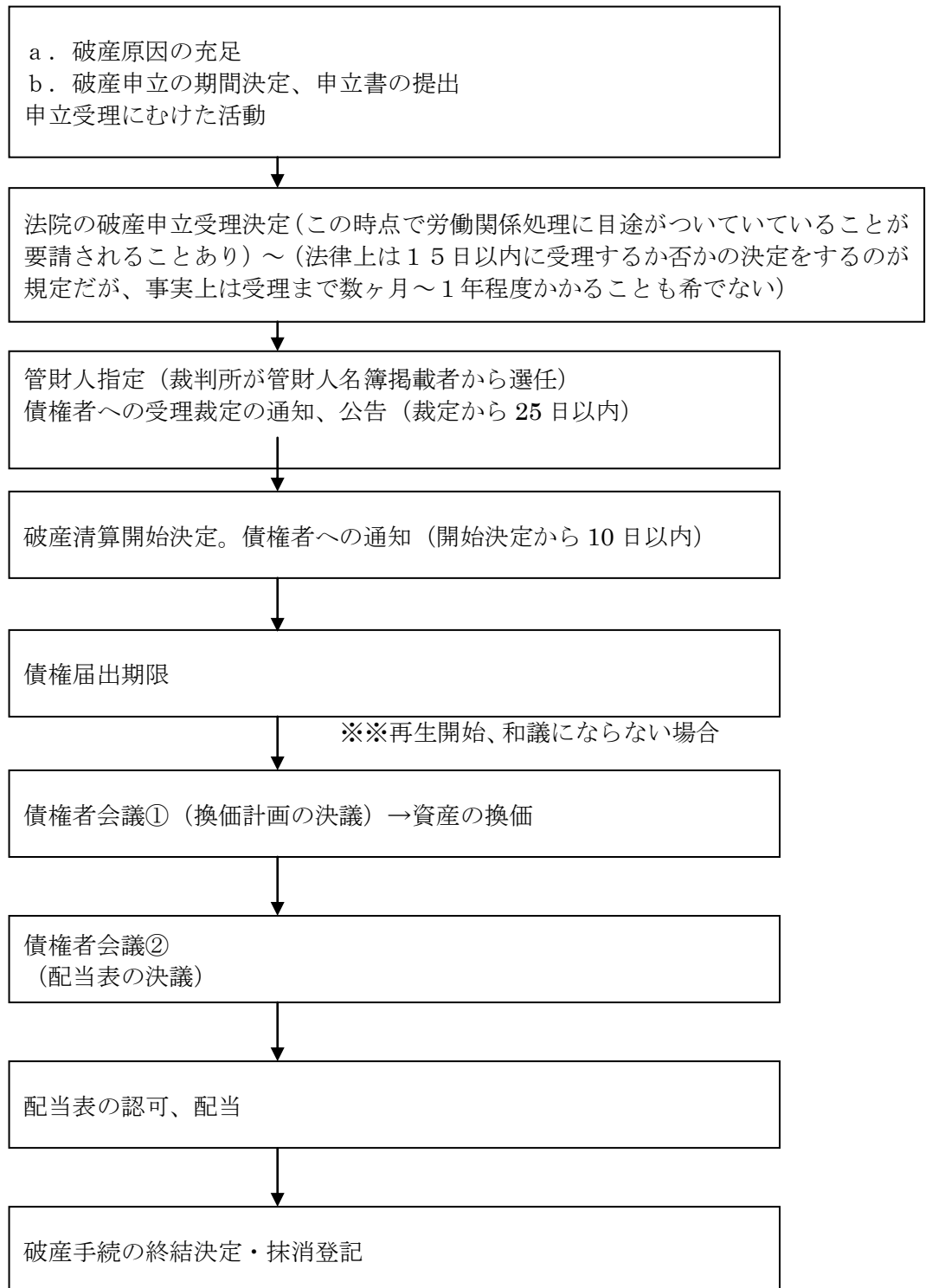
### <作成協力>

弁護士法人大江橋法律事務所

東京事務所：東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル2階

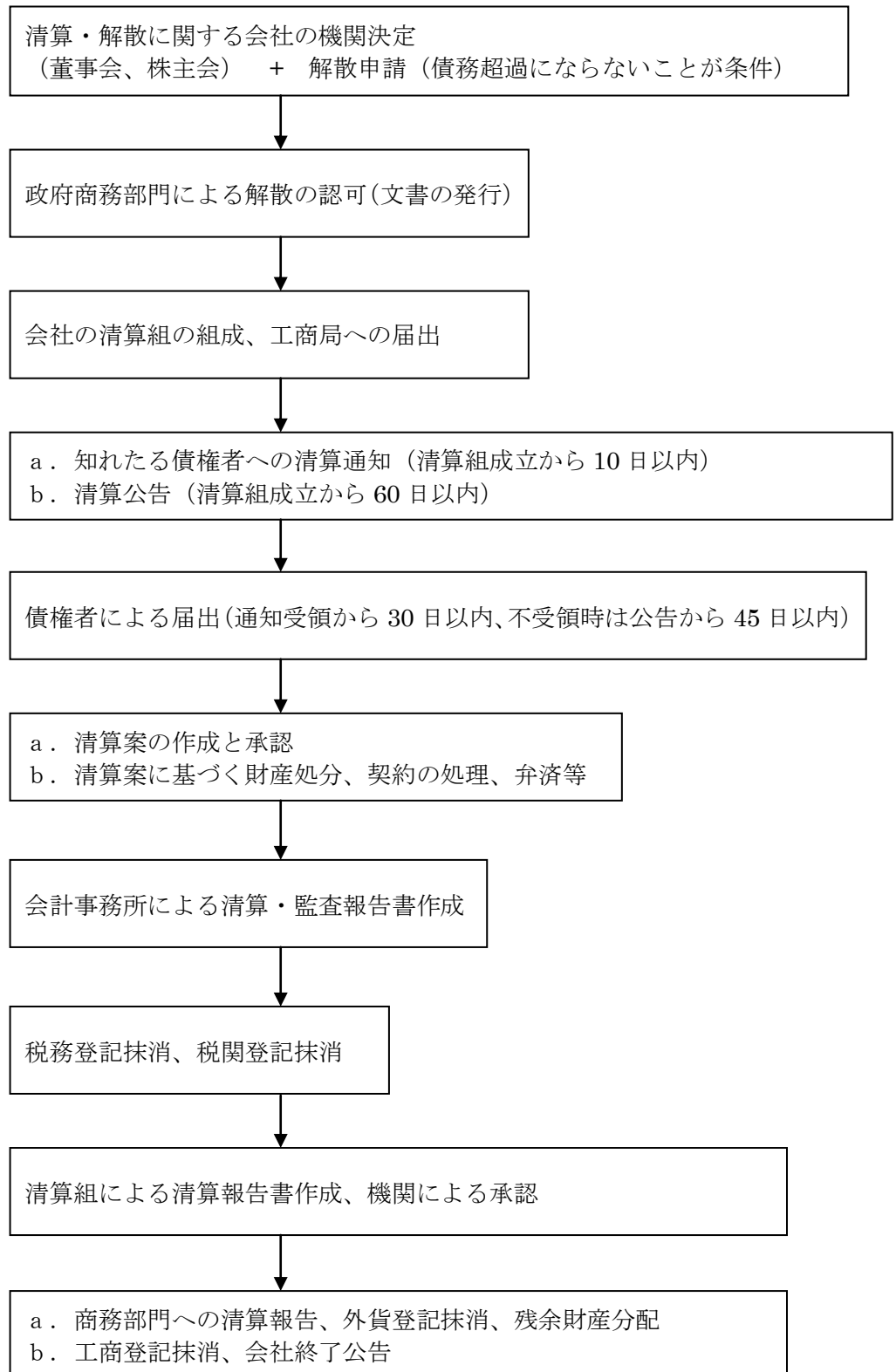
大阪事務所：大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー27階

中国 破産チャート

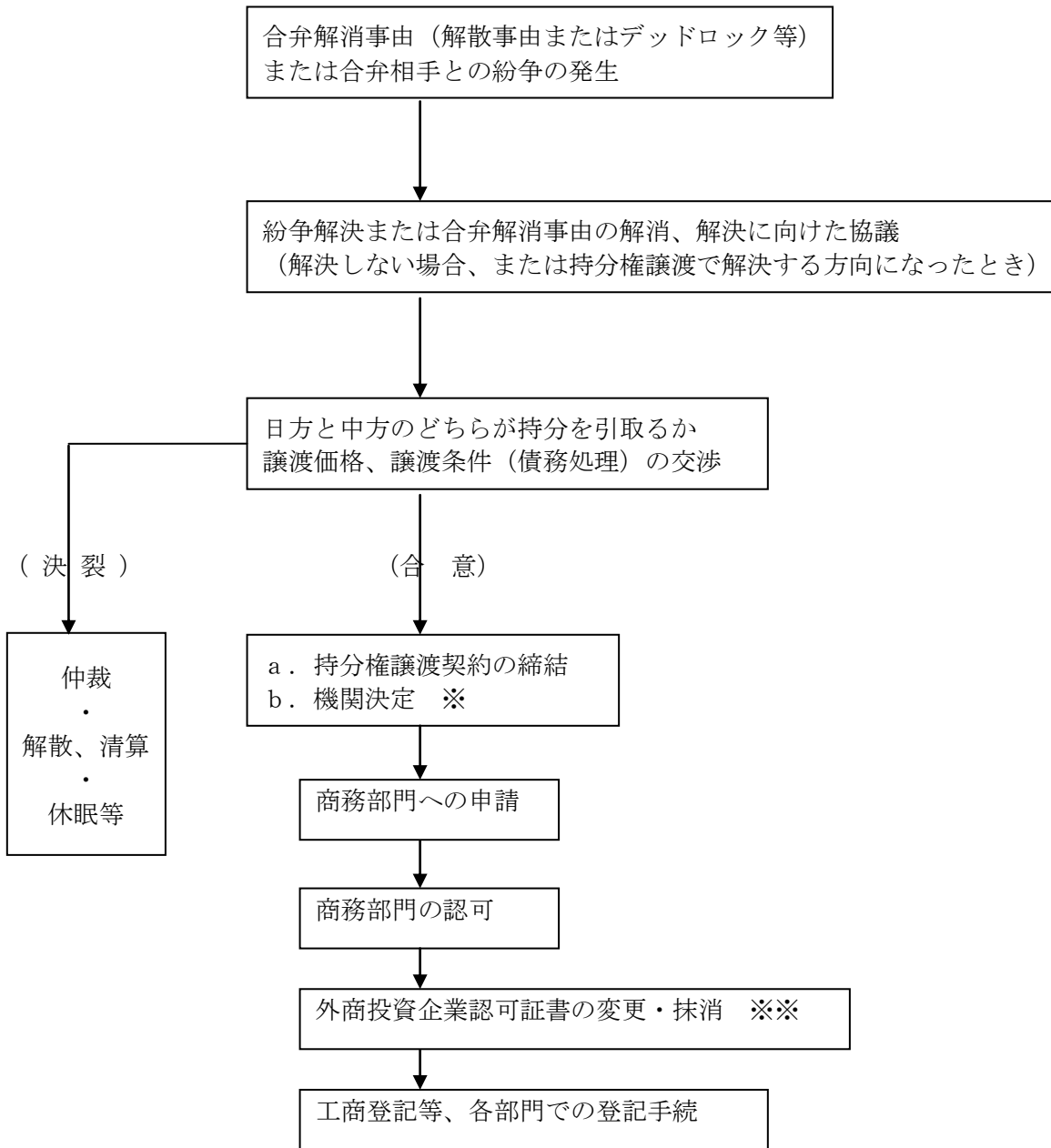


※実務上、法院の受理決定取得を取得するには、各種条件をクリアする必要がある。

中国 清算チャート



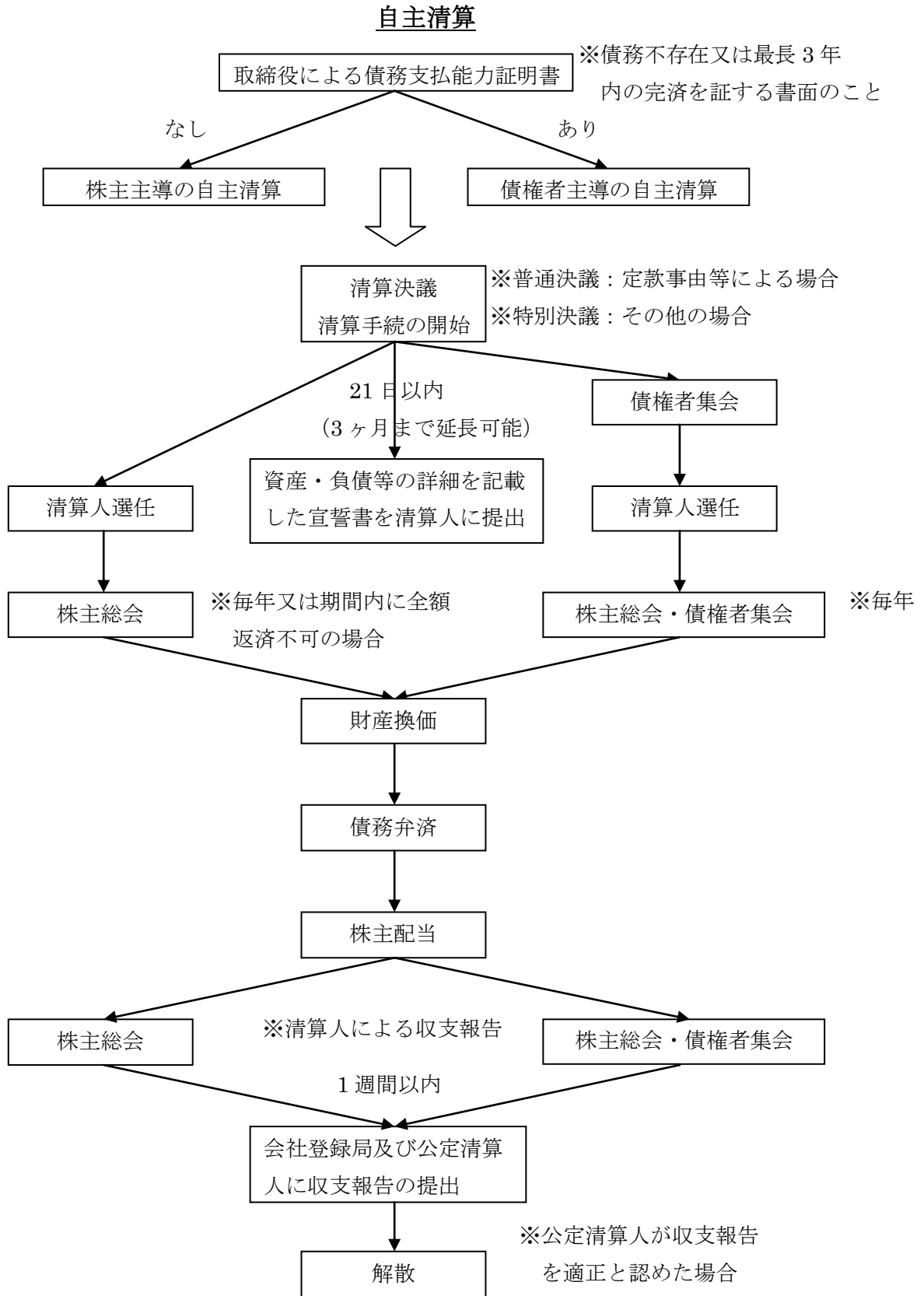
中国 合弁撤退（持分譲渡）チャート



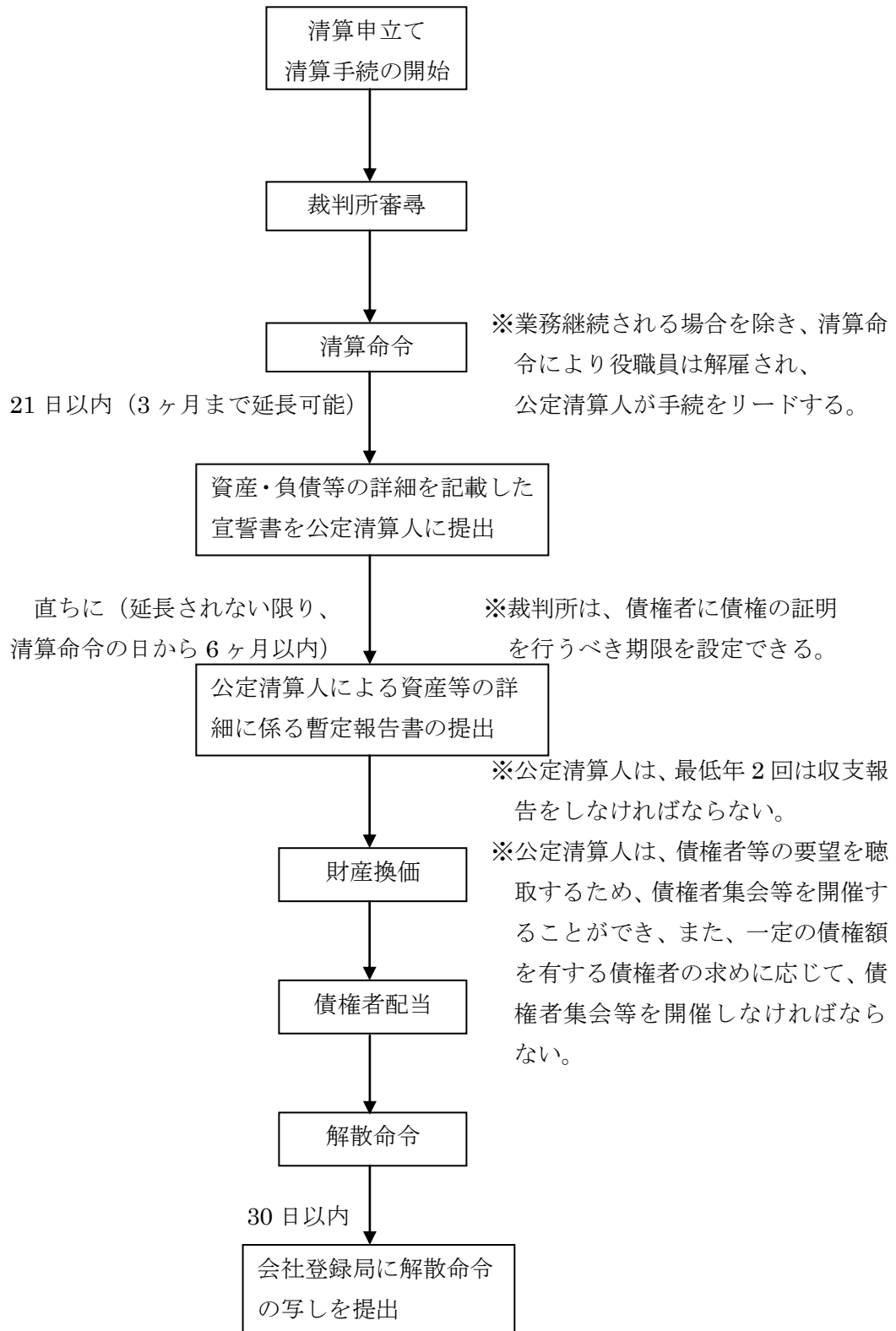
※ 中国では、従業員対策が重要である。持分譲渡の事情を従業員向けに説明することが必要になることがある。

※※ 中資になるときに税務検査が入ることがある。

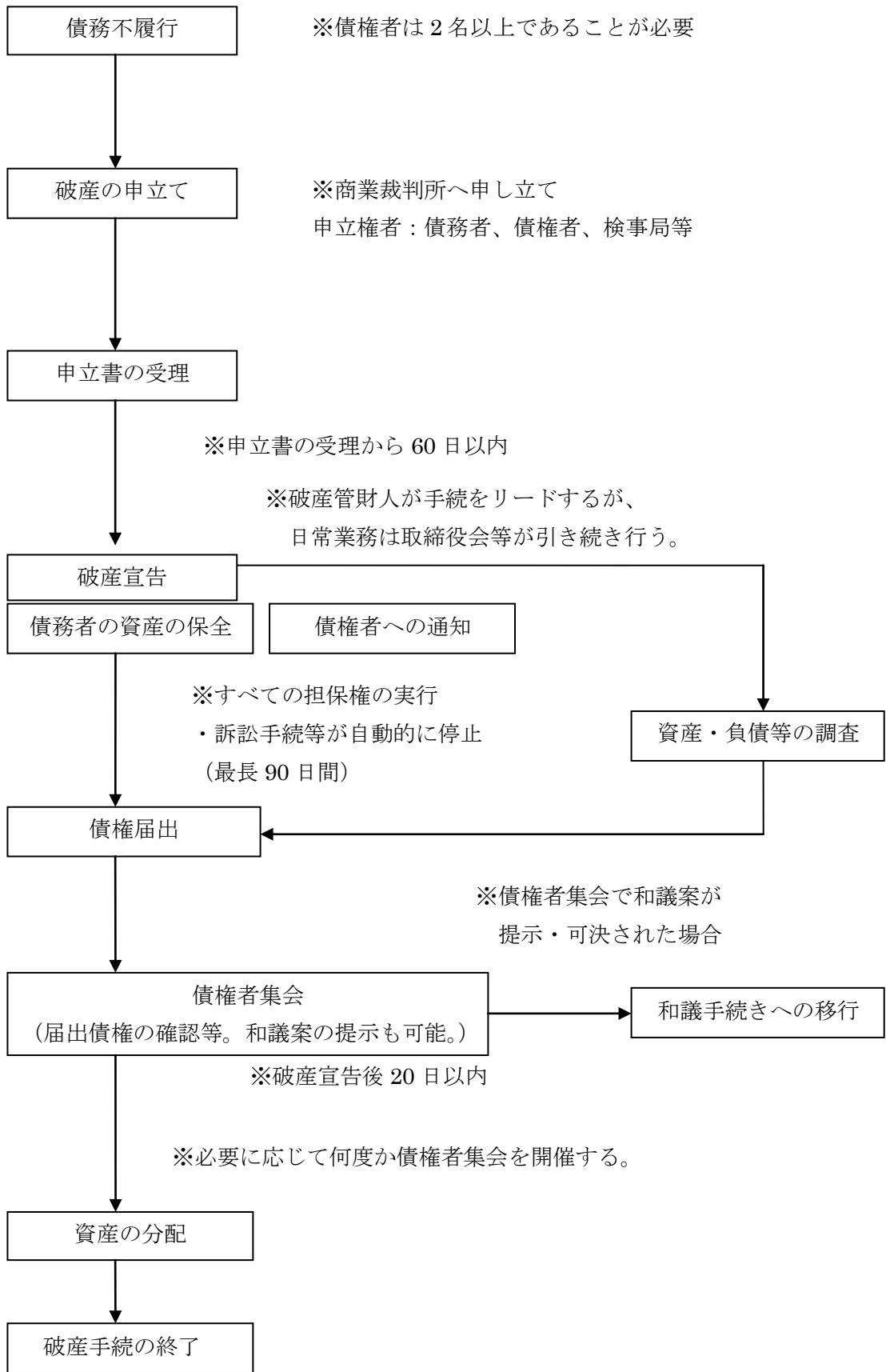
インド 自主清算手続チャート



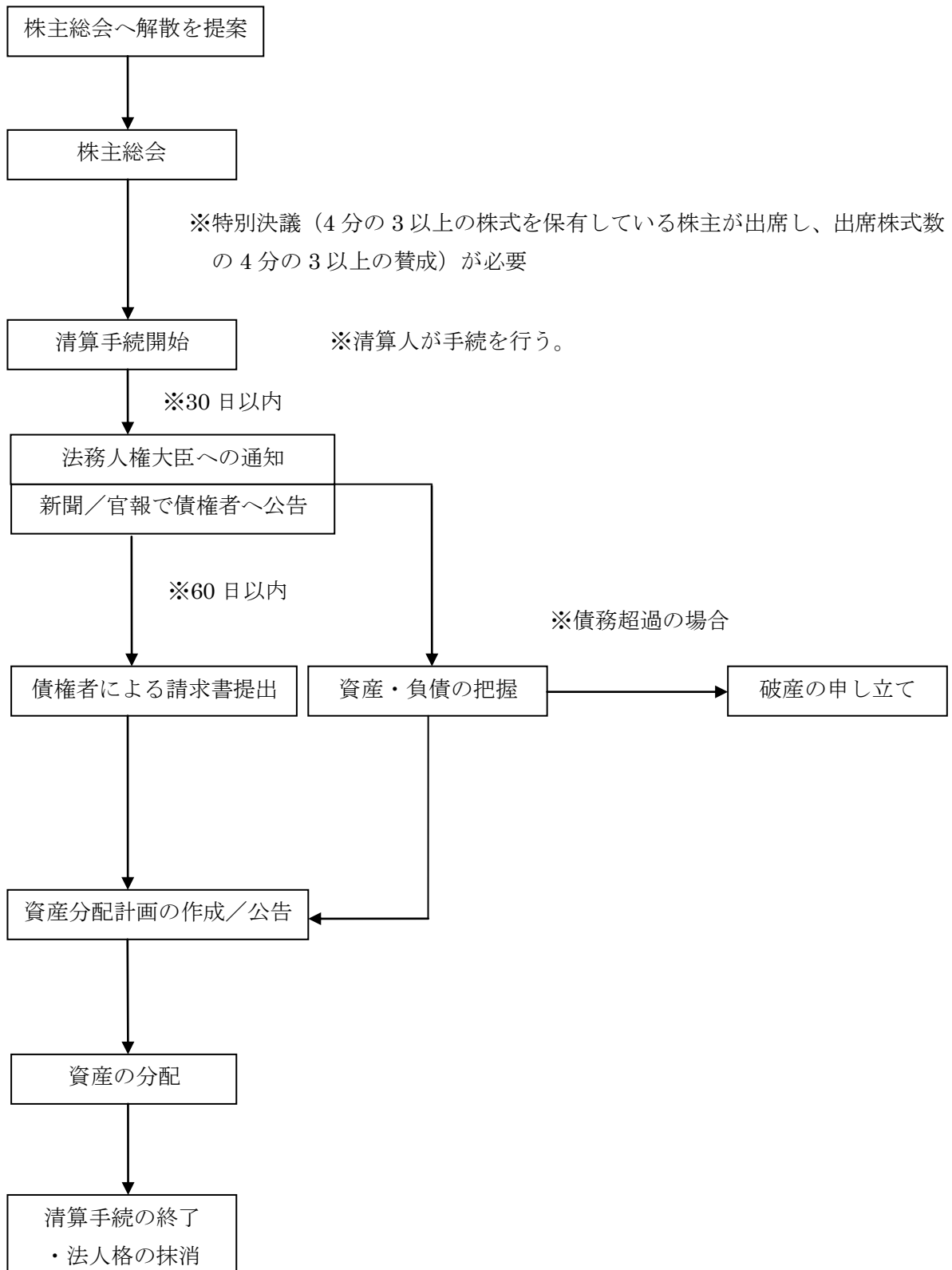
### 裁判所による清算



インドネシア 破産手続チャート

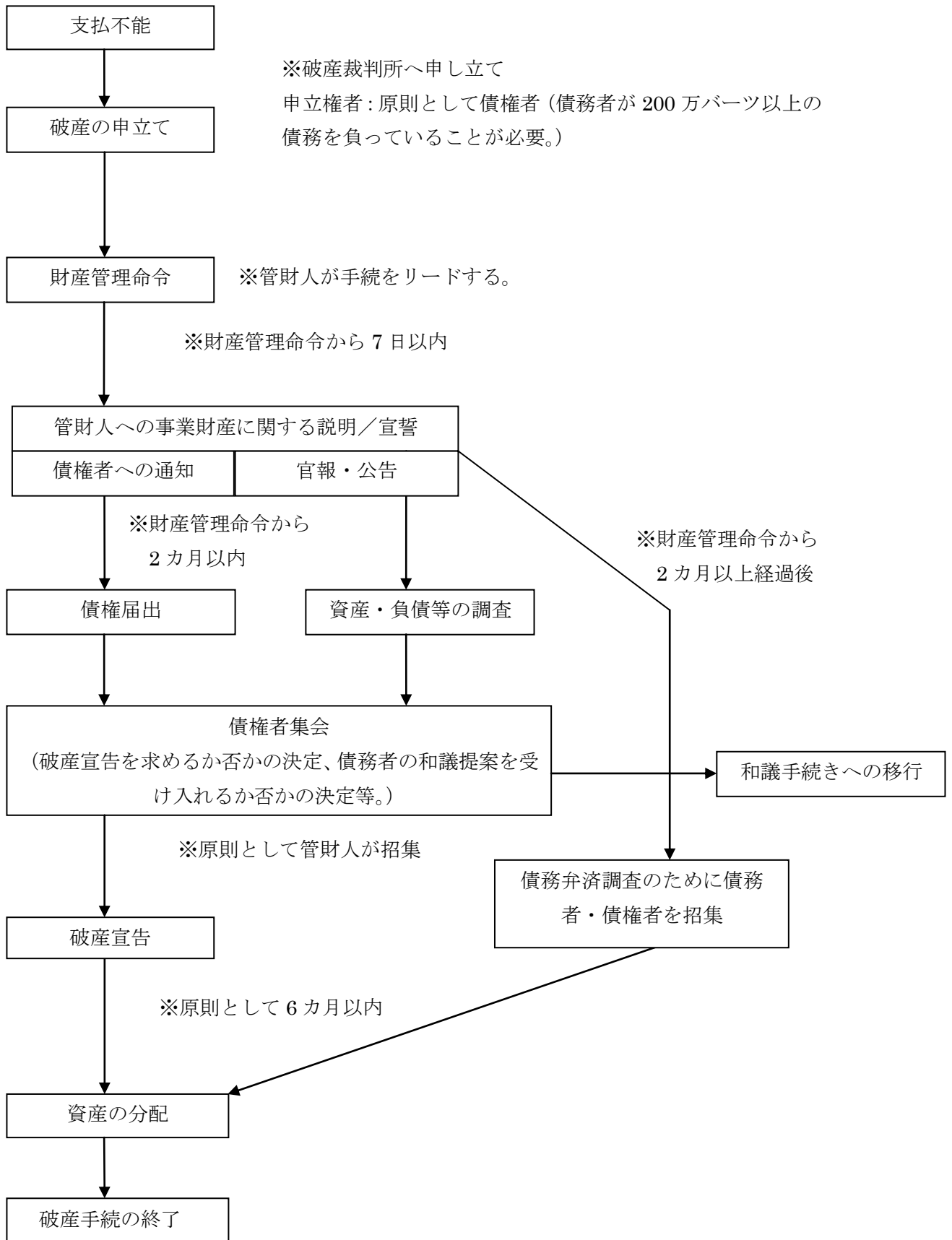


インドネシア 清算手続チャート

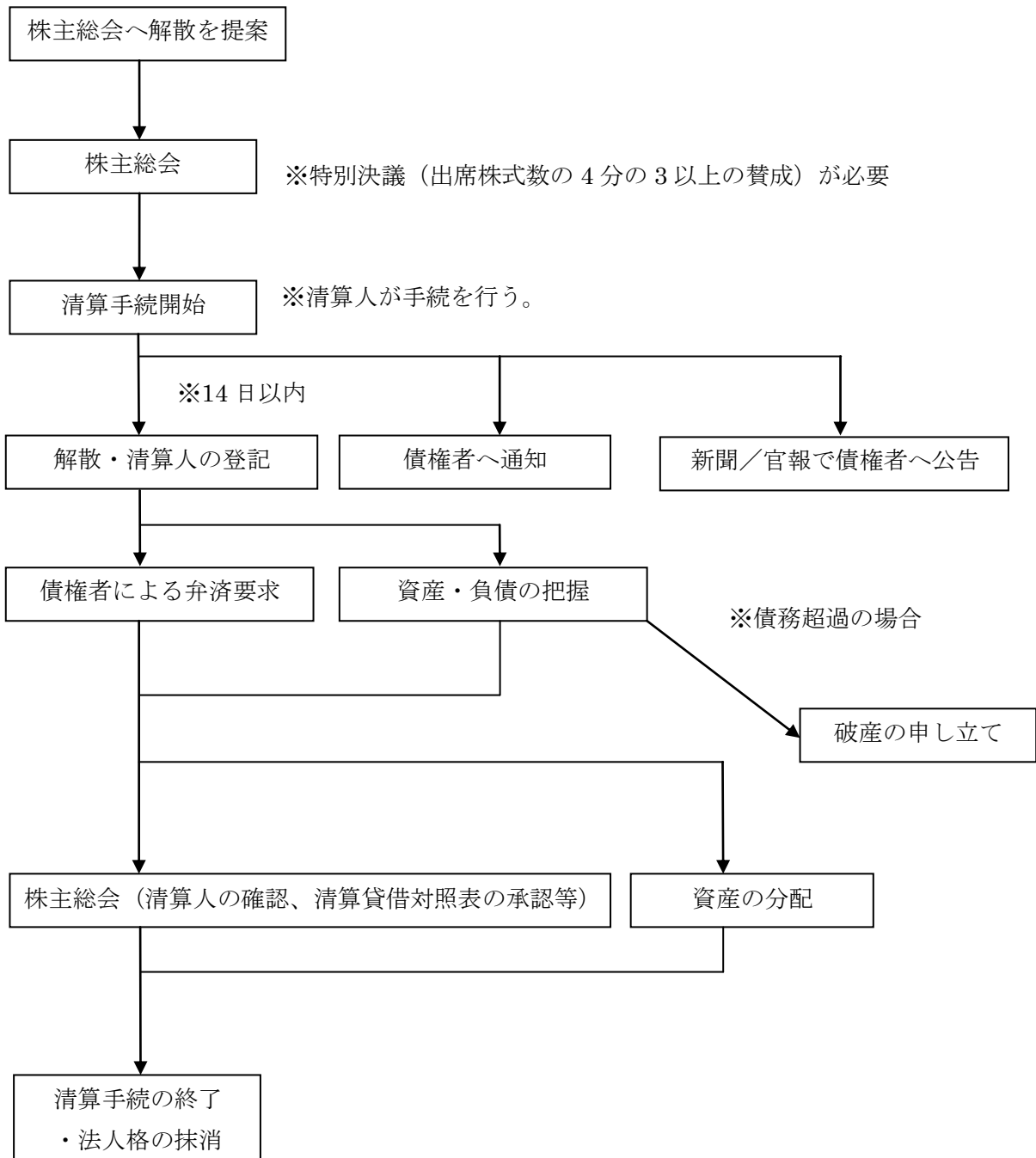




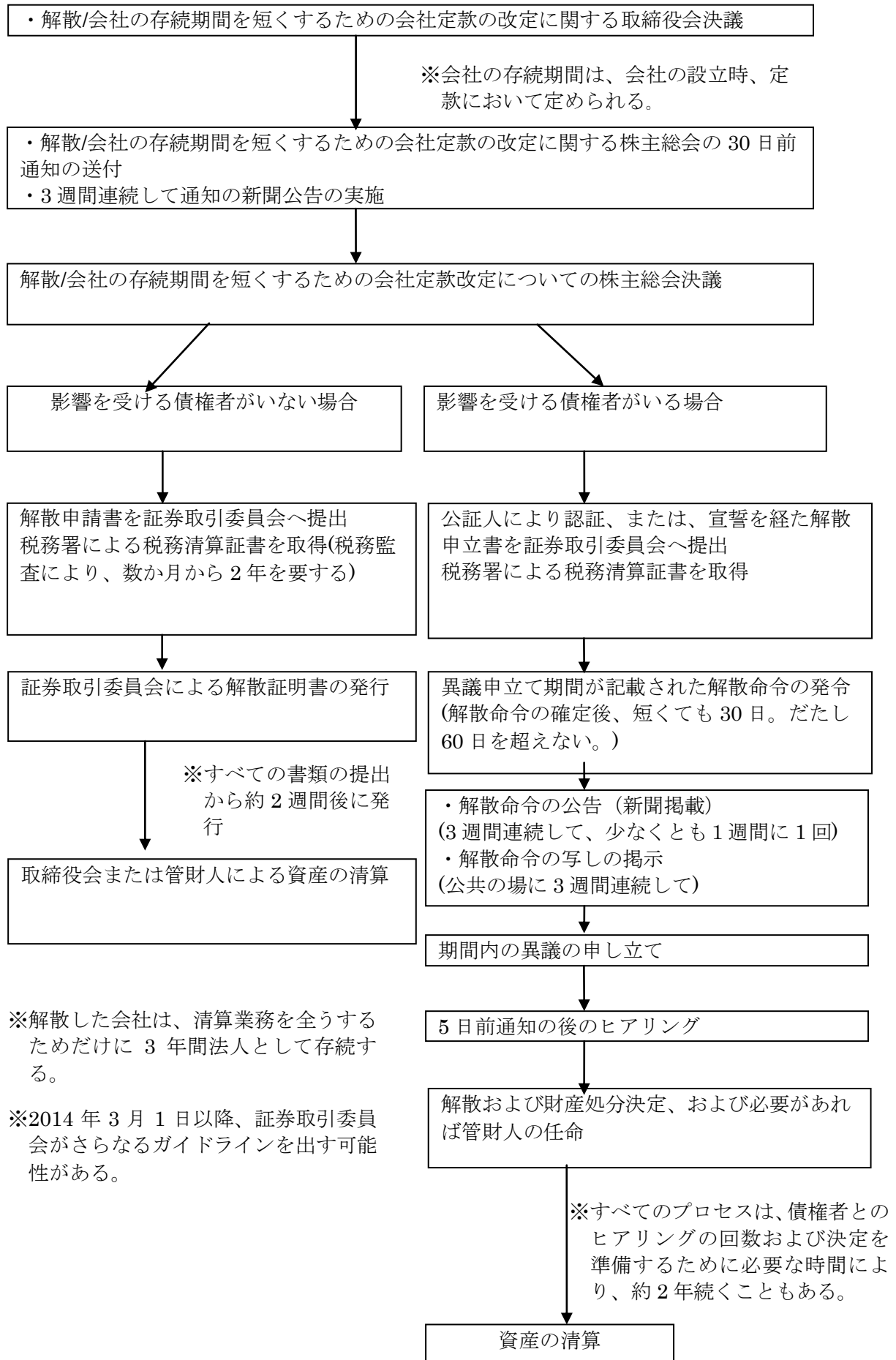
タイ 破産手続チャート



タイ 清算手続チャート



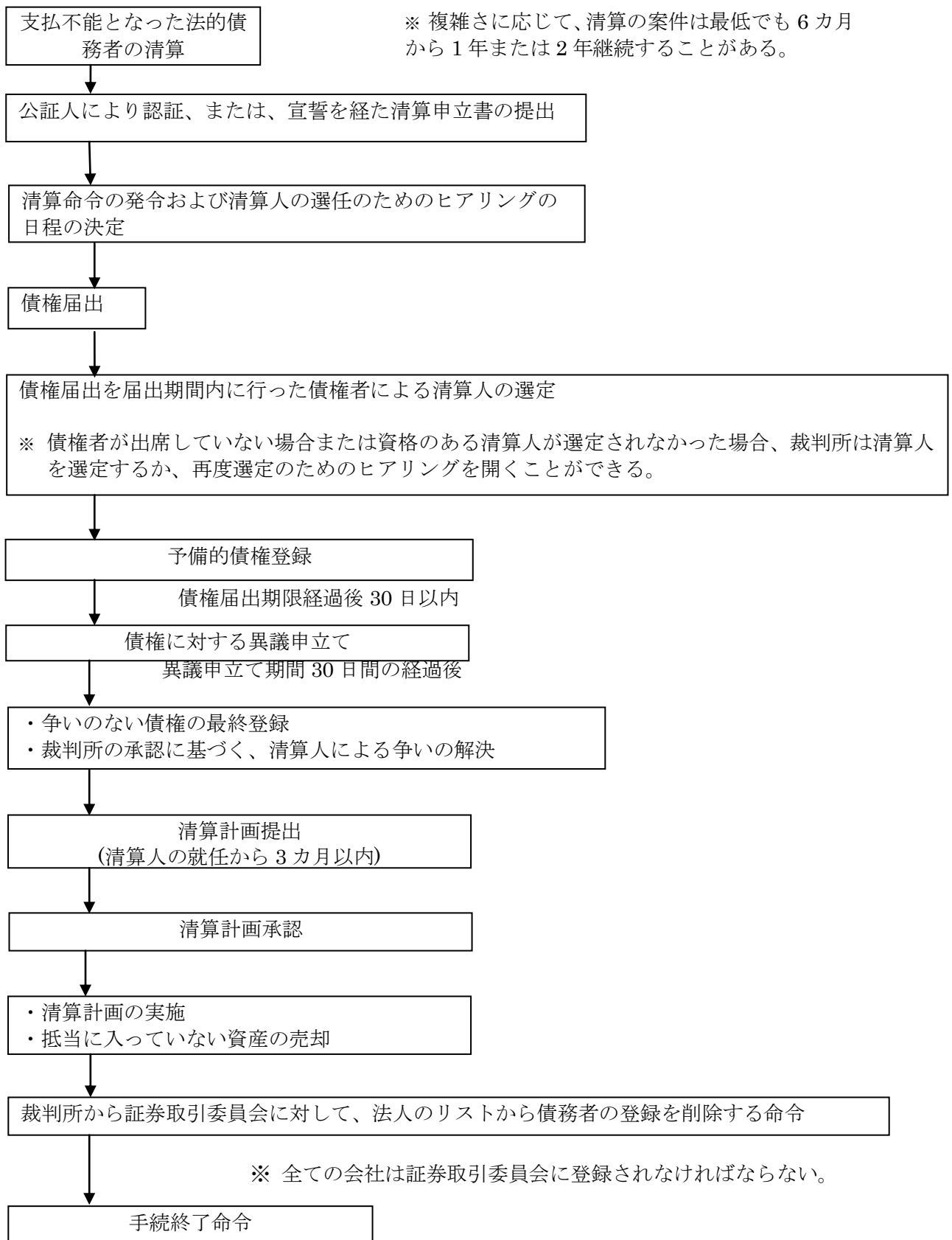
フィリピン 破産手続チャート



※解散した会社は、清算業務を全うするためだけに 3 年間法人として存続する。

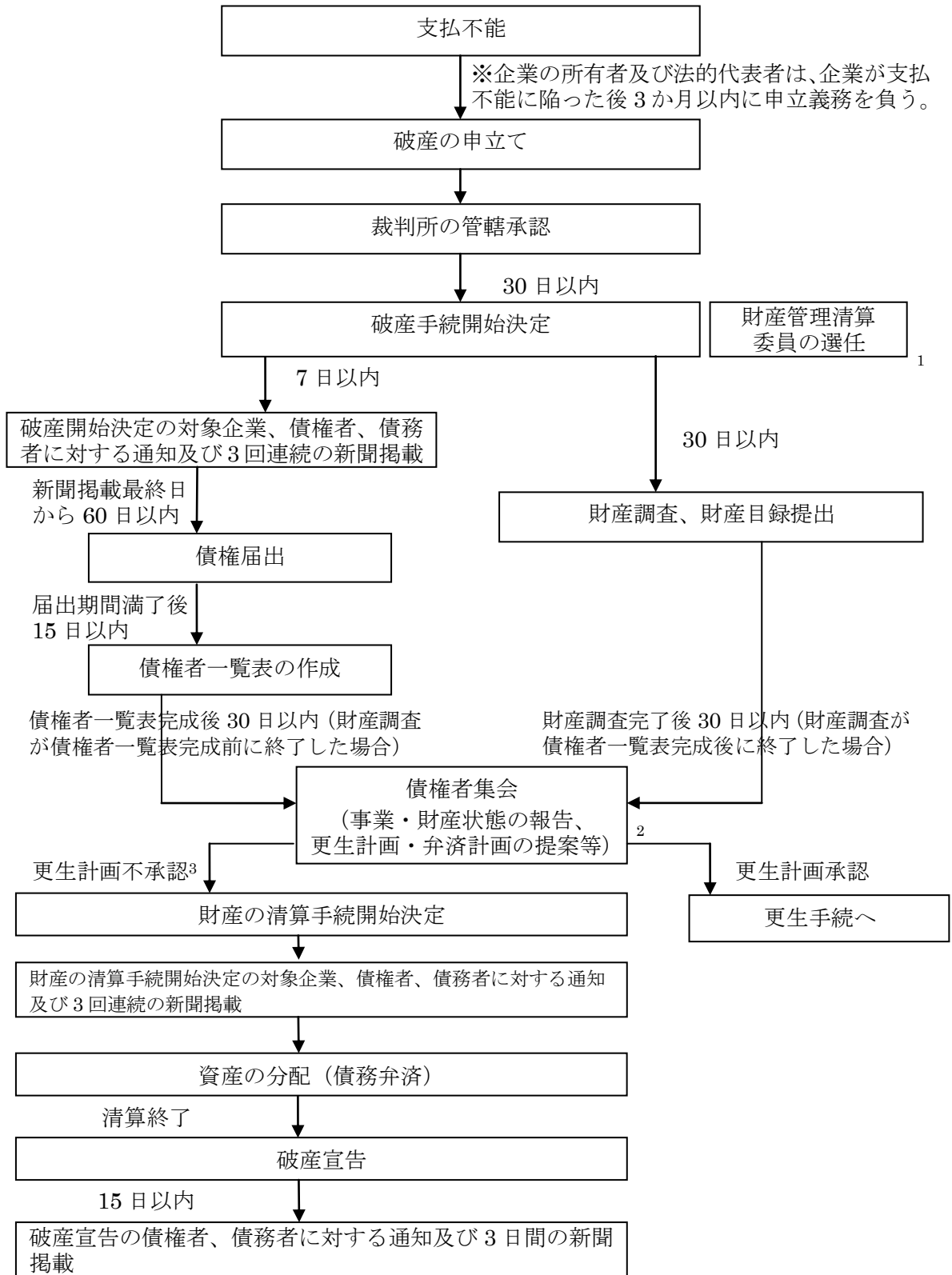
※2014 年 3 月 1 日以降、証券取引委員会がさらなるガイドラインを出す可能性がある。

## フィリピン 清算手続チャート



※2014年3月1日以降、最高裁判所がさらなる手続規定を発令する可能性がある。

ベトナム 破産手続チャート

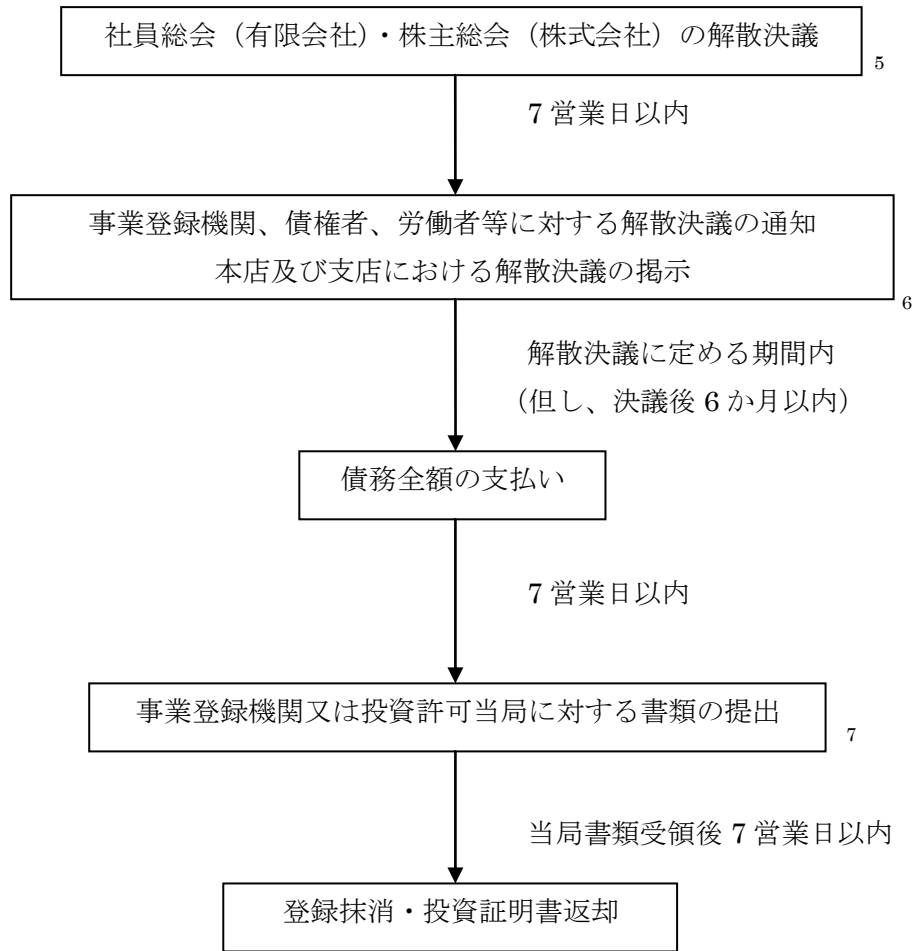


1 財産管理清算委員は、債権者一覧表や財産目録の作成、財産の保全管理・処分その他所定の事項を行う（破産法 10 条）。なお、破産手続開始決定後、企業は、一定の活動については禁止又は制限されるが、裁判所及び財産管理清算委員の監督の下、事業を継続することとされている（同法 30 条）。

2 第 1 回債権者集会において、企業代表者が、債務弁済の能力及び期間に加えて、更生の計画と方法（plan and solution for restructuring business operation）について提案することが想定されている（同法 64 条）。

3 更生計画が承認されない場合のほか、債権者集会を開催できない場合、更生計画を作成できない場合、更生計画を実施できなかった場合等にも清算開始決定がなされる（同法 78 条乃至 80 条）。

ベトナム 清算手続チャート<sup>4</sup>



<sup>4</sup> 清算手続に関する規定は、投資計画 (Investment Project) の清算手続も合わせて合計 6 条しかなく (企業法 157 条乃至 159 条、同法施行に関する議定 40 条 (Decree 102/2010/ND-CP)、投資法 65 条、同法施行に関する議定 65 条 (Decree 108/2006/ND-CP))、極めて簡潔な内容となっている。

<sup>5</sup> 届出をせずに 1 年以上事業活動を休止するなどして当局により企業の事業登録を取り消された場合、当該企業は 6 か月以内に解散する必要がある (企業法 158 条 6 項、157 条 1 項 d 号、163 条 1 項 dd 号、165 条参照)。この場合に、当該企業が 6 か月以内に解散に関する書類を当局に提出しないときは、解散したものとみなされて登録抹消され、会社代表者、有限会社の社員、株式会社の取締役は、企業の債務につき連帯して責任を負うこととされている (同法 158 条 6 項)。

<sup>6</sup> 加えて、期限の定めはないが、投資計画終了の決定について投資許可当局にも通知を要する (投資法施行に関する議定 69 条 1 項)。

<sup>7</sup> 解散決議書、債権者一覧表、労働者一覧表、税金支払証明書、印鑑廃棄証明書、及び事業登録証又は投資証明書 (企業法施行に関する議定 40 条 3 項)。書類に重大な誤りがある場合には、株式会社の取締役、有限会社の社員総会構成員、社長 (general director) は、企業のすべての債務について連帯して責任を負い、また書類提出後 3 年間に生じたいかなる結果に対しても責任を負うこととされている (同議定 40 条 5 項)。